

〈申告に必要なもの(主なもの)〉

- ★ 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ★ 申告書（お手元がない方は申告会場のものをご利用ください）
- ★ 源泉徴収票（給与所得者・公的年金受給者）
- ★ 収支内訳書（営業所得・農業所得・不動産所得のあった方）
- ★ 売買契約書及び譲渡に係る必要経費の領収書（土地建物の譲渡による所得があった方）
- ★ 国民年金保険料控除証明書、生命保険等の各種保険料控除証明書、障害者手帳など（各種控除を受ける方）
- ★ 還付金振込金融機関（本人名義）の口座番号等がわかるもの（還付を受ける方）

【申告に際しての注意点等】

- ☐ 医療費控除を申請される方は、「医療費の明細書」の事前作成をお願いします（「医療費の明細書」は、町民課住民税係及び各出張所に備えてありますのでご利用ください）。
- ☐ 雑損控除を受けられる方は、「り災証明書」または「被災証明書」、「災害関連支出の領収書」等をお持ちください。
- ☐ 消費税の申告については「簡易課税申告」のみ、申告相談を受け付けします。本則課税申告につきましては、税務署での申告をお願いします。
- ☐ 贈与税・相続税【住宅取得資金の非課税・相続時精算課税を伴う住宅ローン減税制度の申告を含む】の申告と納税は、「アピセ・関」で申告相談を受けてください。
- ☐ 平成 25 年中は無所得でも、平成 26 年度に所得証明等が必要と思われる方や町営住宅入居者等で 18 歳以上の方は必ず住民税（町民税・県民税）の申告を行ってください。
- ☐ 確定申告の必要がない場合でも、住民税（町民税・県民税）の申告をすることで、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料等の軽減になる場合があります。
- ☐ お問い合わせ 役場 1 階 町民課 住民税係 ☎ 43-2111（内線 2117・2118）

総務課からのお知らせ

みのかも定住自立圏講演会について

柳谷（やねだん） 地域再生～行政に頼らない感動の地域づくり～

平成 27 年度からはじまる「第 2 次みのかも定住自立圏構想」にむけて、地域の特性を生かしたまちづくりをテーマにした講演会を開催いたします。鹿児島県鹿屋市の柳谷地区（通称：やねだん）で展開される住民が主役の地域づくりを紹介いたします。

- ☐ と き 2 月 20 日（木）午後 6 時 30 分開場 午後 7 時開演
- ☐ と こ ろ 美濃加茂市文化会館
- ☐ テ ー マ 地域再生～行政に頼らない感動の地域づくり～
- ☐ 講 師 鹿児島県鹿屋市柳谷自治公民館 館長 豊重哲郎 氏
- ☐ お申し込み 参加希望者は当日会場へお越しください。

柳谷は人口 500 人にも満たない小さな集落であり、高齢化率も 4 割を超えるなかで、住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを住民の力で実現しています。キーワードは、行政に頼らない村おこし。豊重氏は、平成 8 年より柳谷自治公民館長として地域づくりを導くリーダーです。住民は休耕地を開拓、サツマイモを収穫してオリジナル芋焼を開発・販売し、その資金をもとに、わくわく運動遊園、小学生が学ぶ寺小屋、古民家を改装した迎賓館、アーティストの移住、父の日などの子どもからのメッセージ放送、福祉用具の支給…様々な地域づくり事業を進めてきた。その活動は全国から集落再生のモデルとして注目されています。（著書：「地域再生～行政に頼らない「むら」おこし」）

やねだん最新情報は <http://www.yanedan.com/index.html> をチェック！！